

自動車事故報告規則第二条に規定する事故の統計

日日交通株式会社

2024年2月14日～2025年2月16日の事故類型別の事故件数は、下記の通りです。

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの	0 件
自動車の装置(道路運送車両法第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0 件
酒気帯び運転、無免許運転、麻薬等運転、救護義務違反があったもの	0 件
前に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
総 件 数	0 件